

2023年7月1日

株式会社 KADOKAWA と株式会社ビルディング・ブックセンターとの
吸収分割に関する事後開示書類

東京都千代田区富士見二丁目 13 番 3 号
株式会社 KADOKAWA
代表執行役 夏 野 剛

埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢 315 番地 1
株式会社ビルディング・ブックセンター
代表取締役 佐 藤 忍

株式会社 KADOKAWA（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）及び株式会社ビルディング・ブックセンター（以下、「吸収分割会社」といいます。）は、吸収分割承継会社と吸収分割会社間の 2023 年 5 月 26 日付吸収分割契約に基づき、吸収分割会社が行う事業のうち、吸収分割会社の東京支店が所管するビルメンテナンスに係る一切の事業（以下、「本件事業」といいます。）に関して吸収分割会社が有する権利義務の一部を、吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を実施しました。

本件吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条 3 項 2 号により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2023 年 7 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

本件吸収分割について、会社法第 784 条の 2 の規定に基づき分割会社に対して本件吸収分割の差止めを請求した株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割会社は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しております。吸収分割会社の完全親会社である吸収分割承継会社は、会社法第 784 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社であるため、会社法第 785 条第 2 項第 2 号括弧書の規定により、反対株主の買取請求権が認められておりません。したがって、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

本件吸収分割において、承継される債務は存在せず、仮にあったとしても吸収分割会社

から吸収分割承継会社への債務の承継は重疊的債務引受の方法によるものとされており
ますので、異議を述べることのできる債権者はおりません。したがって、該当事項はあ
りません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに同
法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の決議を経
ずに本件吸収分割を実施しており、同法第 796 条の 2 但書の規定により、吸収分割承継会
社の株主には本件吸収分割をやめることを請求する権利が認められておりません。したが
って、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の決議を経
ずに本件吸収分割を実施しており、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、吸収分割承
継会社の株主には、株式買取請求権が認められておりません。したがって、該当事項
はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割承継会社は会社法第 799 条第 2 項の規定に従い 2023 年 5 月 31 日付で官報公告
を行い、かつ、同法同条第 3 項の規定に従い同日付で電子公告の方法により公告を行いま
したが、同法同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2023 年 7 月 1 日をもって、吸収
分割会社より、吸収分割会社が行う事業のうち、吸収分割会社の東京支店が所管するビル
メンテナンスに係る一切の事業に関して吸収分割会社が有する権利義務の一部を承継しま
した。本件吸収分割により資産および負債は承継しておりません。

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日

2023 年 7 月 14 日付で本件吸収分割に係る変更登記申請を行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上